

奈良県告示第五百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十七年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

桜井市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業桜井市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成二十三年三月奈良県告示第四百十九号のとおり

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

昭和四十九年十二月奈良県告示第四百九十四号、昭和五十三年三月奈良県告示第七百二十二号、昭和五十五年八月奈良県告示第三百十号、昭和五十九年五月奈良県告示第百八号、昭和六十三年三月奈良県告示第六百八十三号、平成元年十二月奈良県告示第四百九十五号、平成五年十二月奈良県告示第四百五十三号、平成七年二月奈良県告示第四百九十四号、平成八年七月奈良県告示第二百七十八号、平成十三年一月奈良県告示第四百三十七号、平成十九年一月奈良県告示第四百五十四号、平成二十三年三月奈良県告示第四百十九号及び平成二十四年二月奈良県告示第四百六十九号のとおり

(二) 使用の部分

昭和四十九年十二月奈良県告示第四百九十四号、昭和五十三年三月奈良県告示第七百二十二号、昭和五十五年八月奈良県告示第三百十号、昭和五十九年五月奈良県告示第百八号、昭和六十三年三月奈良県告示第六百八十三号、平成元年十二月奈良県告示第四百九十五号、平成五年十二月奈良県告示第四百五十三号、平成七年二月奈良県告示第四百九十四号、平成八年七月奈良県告示第二百七十八号、平成十三年一月奈良県告示第四百三十七号、平成十九年一月奈良県告示第四百五十四号、平成二十三年三月奈良県告示第四百十九号及び平成二十四年二月奈良県告示第四百六十

九号の事業地のうち桜井市大字桜井、大字吉備、大字大豆越、大字大福、大字東新堂及び大字西之宮地内において事業地を変更する。